

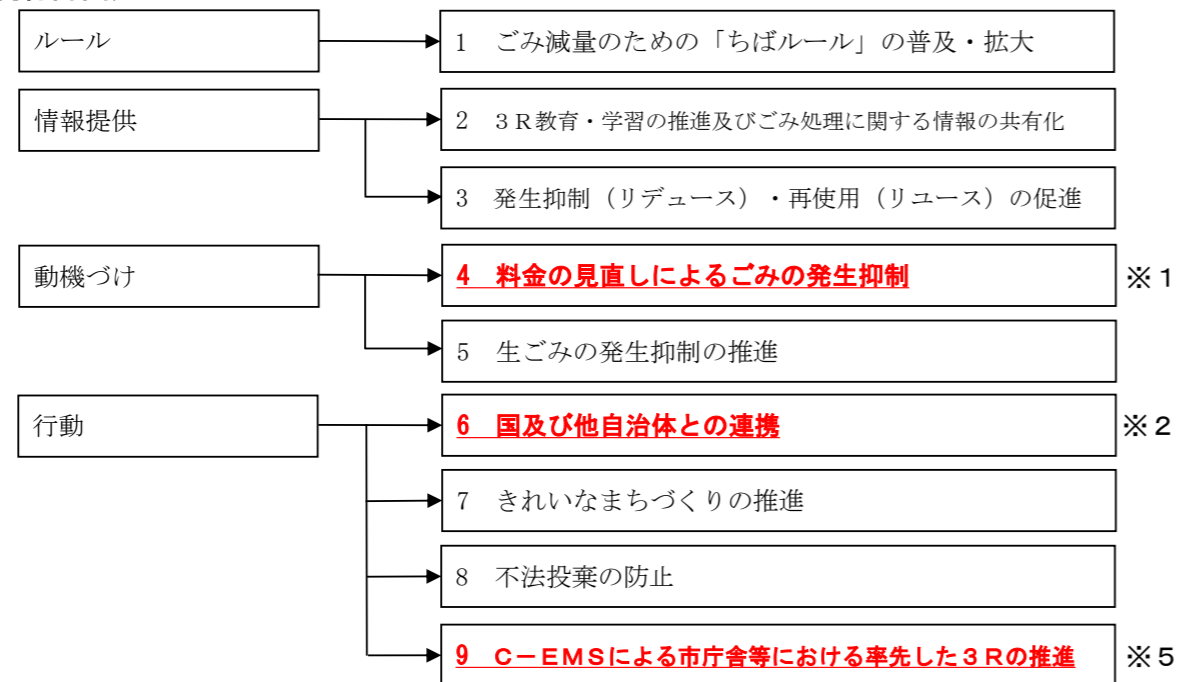
次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の施策体系について

【施策体系検討にあたっての考え方】

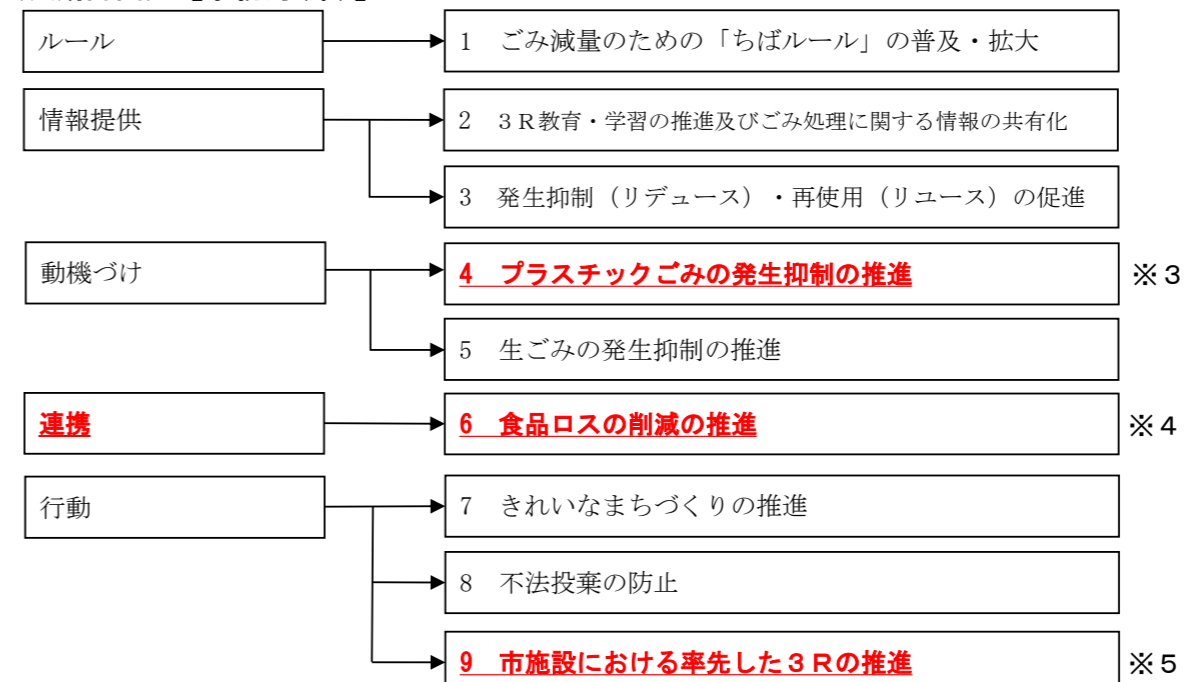
現行計画においては、3つの基本方針（①発生抑制・再利用 ②再利用 ③ごみ処理システム）のもとに27の個別事業を紐づけて、施策体系を構築している。
 次期計画においても、大幅な変更は行わず、3つの基本方針のもとで施策体系の構築を行うが、個別事業については、本市における現在の施策の状況や今後のごみ処理行政の方向性、並びに、社会環境の変容を踏まえ、一部修正（新規、統合、廃止 など）を行うこととし、現状の【事務局(案)】を下記のとおり示す。
 なお、個別事業については、計画として市民・事業者に分かり易く説明を行うため、数多くあるごみ処理関連の施策を項目ごとに整理（グルーピング）するために用いているが、まずは個別事業の枠組みを決定し、その後に各施策を当てはめていくこととする。

【基本方針 1】 「発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）」に向けた方針

（現行計画）



（次期計画）【事務局(案)】



【修正点について】

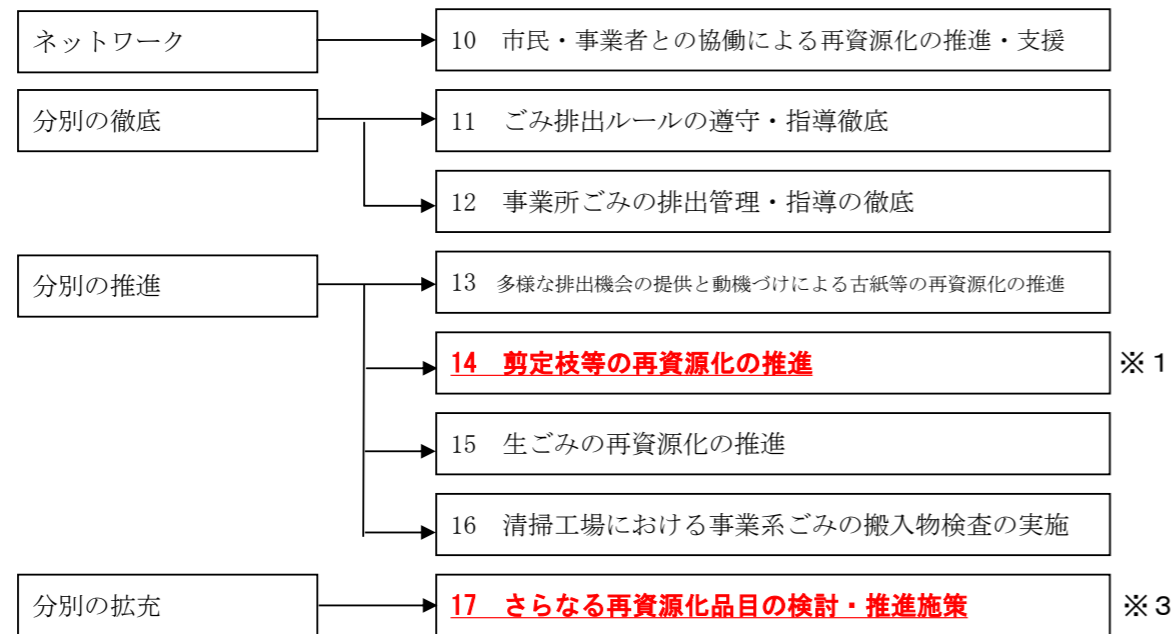
- ※ 1 H26. 2に開始した「家庭ごみ手数料徴収制度」については、既に本市において定着していることから、「効果検証」を行う段階にはなく、個別事業として盛り込む施策が限定されることから、次期計画「No. 2」に統合する。
- ※ 2 次期計画においては個別事業としては設定せず、現行の取り組みについては、他の個別事業に盛り込む等の検討を行う。
 （【案】「(1)国及び他自治体との連携や国等への働きかけ」⇒ 計画事業としては削除 「(2)災害時の相互支援・広域連携の体制強化」⇒ 次期計画「No. 25」 ）
- ※ 3 プラスチックの資源循環の促進においては、排出抑制（リデュース）が大前提となることから、次期計画中の個別事業として新たに位置づける。
- ※ 4 現行計画「No. 1」及び「No. 5」に記載されている取り組みのうち、食品ロスの削減に特化した取り組みを抜き出すとともに、現在、庁内で行われている計画未掲載の取り組みを加える。
 （広義の「食品ロス対策」は発生抑制に留まらず、食品廃棄物（生ごみ）となった後の再資源化施策にも及ぶことから、次期計画「No. 14」に記載される取り組みとの重複については、整理を行う必要がある）
- ※ 5 市施設における3R推進の取り組みは「C-EMS」だけに限らないことから、名称の変更を行う。
 （「C-EMS」以外の取り組みの例としては、「レク資料のペーパーレス化」や「千葉市役所プラスチックごみ削減に関する方針」などがある）

【その他】

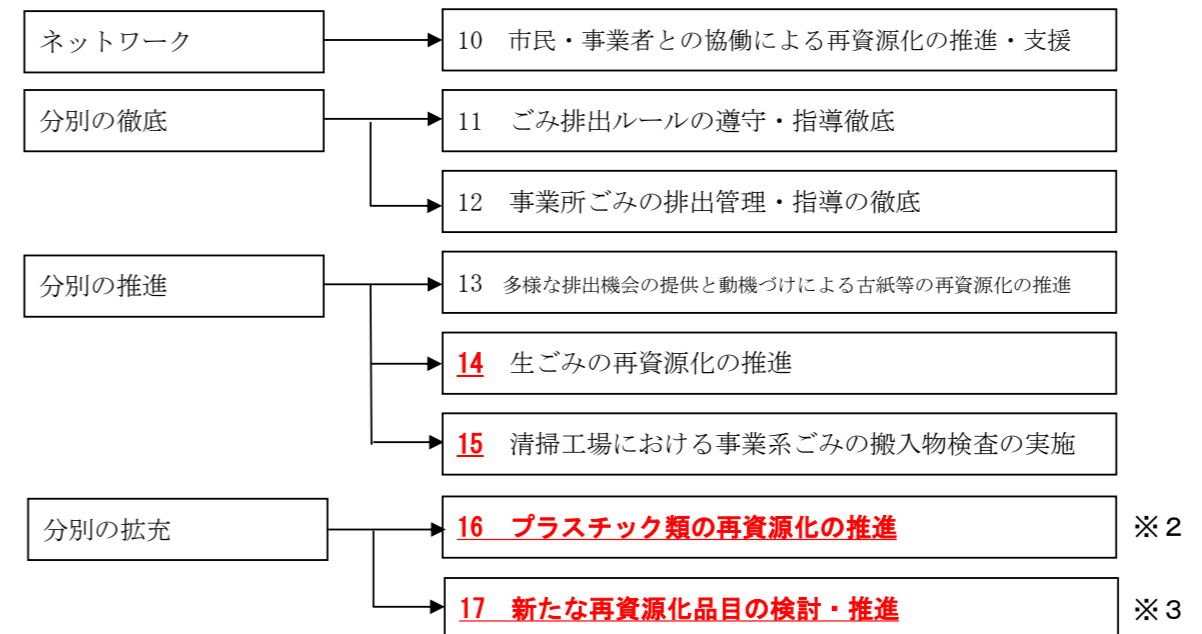
- 海洋プラスチック（マイクロプラスチック）問題に関する施策を次期計画に盛り込むのであれば、「No. 7」もしくは「No. 8」に位置付ける。

【基本方針2】「再資源化（リサイクル）」に向けた方針

（現行計画）



（次期計画）【事務局(案)】

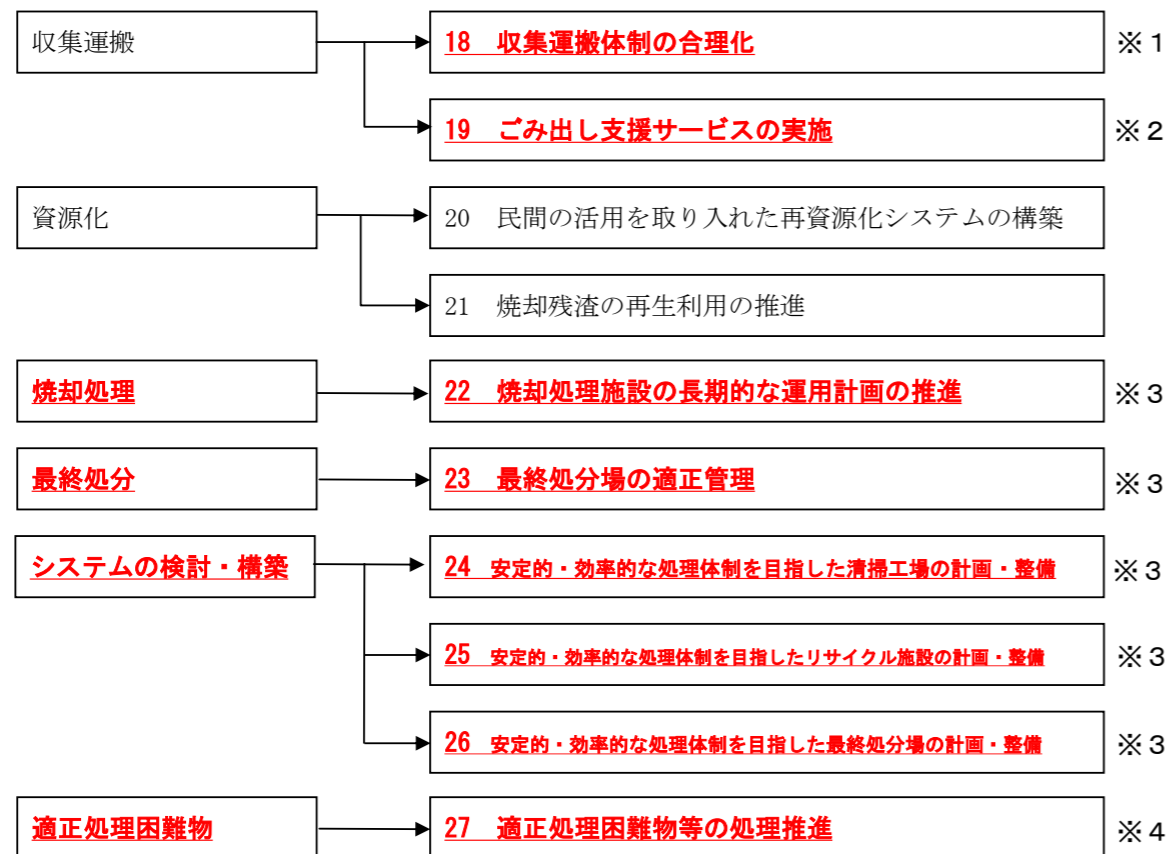


【修正点について】

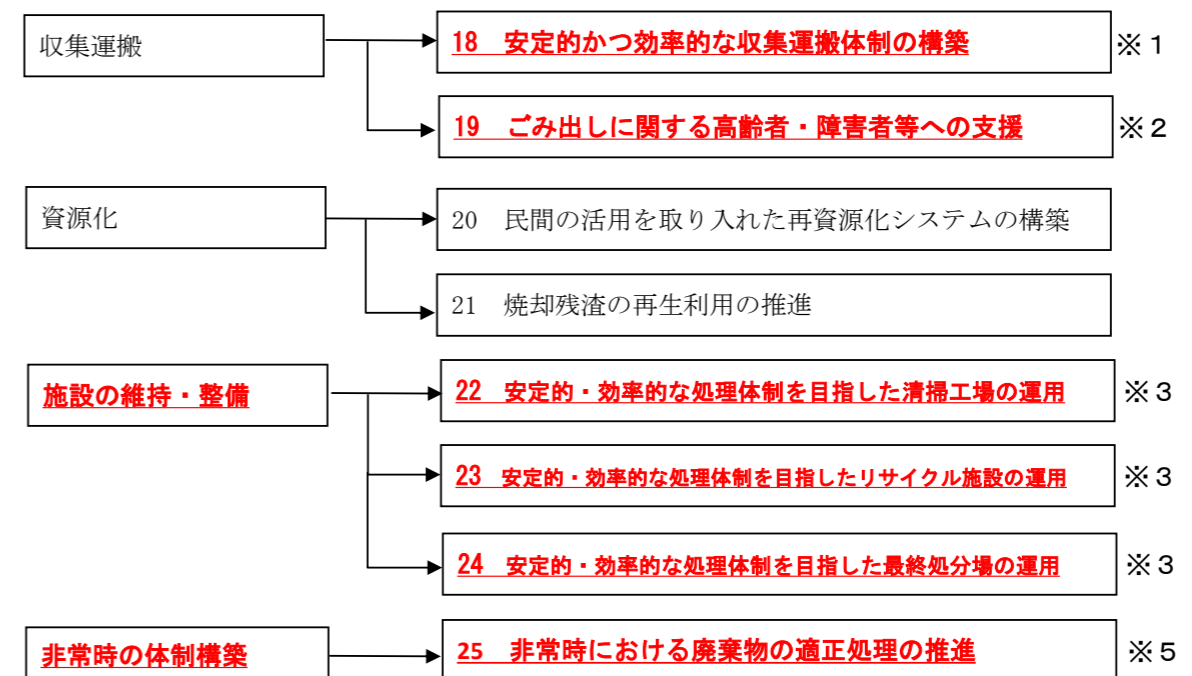
- ※1 個別事業として次期計画に記載可能な取り組みは限定的であり、また、剪定枝等の分別収集・再資源化自体が定着してきた現状を踏まえ、次期計画の個別事業としては設定を行わない。
 分別収集・再資源化事業については、他の個別事業のなかに盛り込むこととする。
 （【案】「(1)①家庭系剪定枝等の再資源化事業の実施」⇒「No.10」へ 「(2)①事業系剪定枝等の民間再資源化施設への活用促進」⇒「No.12」へ）
- ※2 プラスチック類の再資源化に係る取り組みを、次期計画中の個別事業として新たに位置づける。
 （一括回収実施の有無も含め、記載する項目及び内容については今後検討を行うこととする）
- ※3 現行計画「No.17」から、プラスチック類の再資源化に係る部分が抜き出されるため、事業名称の変更を行う。
 （ただし、生ごみやプラスチック以外の新規再資源化事業について、何処まで検討出来るかは現時点で未知数であることから、記載内容については要検討となる）

【基本方針3】「ごみ処理システムの構築」に向けた方針

(現行計画)



(次期計画) 【事務局(案)】



[修正点について]

- ※1 収集運搬体制に求められるのは「安定」と「効率化」であることから、名称の変更を行う。
- ※2 ごみ処理に関する施策については、他局の所管に係るものについても計画に盛り込むべきであり、また、高齢者・障害者等に対する支援については、高齢福祉課所管の「ごみ出し支援サービス」に限らないことから、名称の変更を行う。
- ※3 現行計画において、清掃工場（焼却処理施設）及び最終処分場については、既存施設の維持管理と次期施設の計画・整備に係る事業に分かれているが、次期計画においては、施策体系のスリム化を図るため、施設の種類ごとに一つの個別事業に統合することとする。
- ※4 現行計画の取り組みの進捗状況を勘案し、次期計画の個別事業としては設定を行わない。
(各施策については、次期計画「No.17」「No.20」「No.25」等に盛り込むことを検討する)
- ※5 次期計画中の個別事業として新たに位置づけ、災害廃棄物の処理及び感染症対策関連の取り組みを記載する。